

子ども子育て支援交付金交付要綱について

子ども・子育て支援交付金交付要綱

(通則)

第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。※（1）～（4）については、対象事業でないことから省略

(5)放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

以下にある算出基準は、令和6年4月1日より運用している算出基準を改訂し、令和7年4月1日より運用するものとするため、毎年度算出基準額は異なる。

〈内訳〉

1 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所
(1) - 1 基本額（常勤2名配置単価） 基本額は、一つの支援の単位を構成する児童の数に応じて算出し、実績に即して年度末に精算することとする。精算にあたっては、各月1日時点での児童数を用いるものとする。 用途は、支援員賃金、光熱水費、材料費、消耗品費、電話料・通信料、図書購入費等の児童クラブの運営に要する基本的な経費（飲食物費除く）とする。
(7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 4,313,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)×29,000円
(i)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 6,552,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)×26,000円
(u)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 6,552,000円
(e)構成する児童の数が46～70人の支援の単位

6, 552, 000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×75, 000円
(オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 4, 601, 000円

(1)－2 基本額（支援員1名、補助員1名配置単価）

(ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位

2, 629, 000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29, 000円

(イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位

4, 868, 000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26, 000円

(ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4, 868, 000円

(エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位

4, 868, 000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×75, 000円

(オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2, 917, 000円

(2)－1 開所日数加算額（常勤2名配置単価）

児童クラブの開所日数が251日から300日までの250日を超える日数につき加算することとし、26, 000円に超過日数を乗じた金額を加算し、実績に応じて年度末に精算することとする。

対象日数については、開設時間が原則8時間以上であることとする。

使途は、支援員の賃金等、光熱水費など、開設日数超過分の施設管理費等の経費とする。

1支援の単位当たり（年間開所日数－250日）×26, 000円

※合同保育を行った等の場合は、この限りではない。

(2)－2 開所日数加算額（支援員1名、補助員1名配置単価）

児童クラブの開所日数が251日から300日までの250日を超える日数につき加算することとし、20, 000円に超過日数を乗じた金額を加算し、実績に応じて年度末に精算することとする。

対象日数については、開設時間が原則8時間以上であることとする。

使途は、支援員の賃金等、光熱水費など、開設日数超過分の施設管理費等の経費とする。

1支援の単位当たり（年間開所日数－250日）×20, 000円

※合同保育を行った等の場合は、この限りではない。

(3)－1 長時間開所加算額（常勤2名配置単価）

児童クラブの開所時間が、平日において18時半を超えて開設している分については、671, 000円に18時半を超える時間の年間平均時間数を乗じた金額、また長期休暇等において1日8時間を超えて開設している分については、302, 000円に1日8時間を超える時間の年間平均時間数を乗じた金額を加算することとし、実績に応じて年度末に精算することとする。年間平均時間数は、少数点第二位までとし、第三位を切り捨てるものとする。

なお、開所時間は児童がクラブを利用している時間とする。

使途は、支援員の賃金等、光熱水費など、長時間開設分の施設の管理費等の経費とする。

(ア)平日分（1支援の単位当たり年額）

「18時半を超える時間」の年間平均時間数×671,000円

(イ) 長期休暇等分(1支援の単位当たり年額)

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×302,000円

※学校休業代替日(感染症等による8時開所を含む)等にも適用可能とする

※合同保育を行った等の場合は、この限りではない。

(3) - 2 長時間開所加算額(支援員1名、補助員1名配置単価)

児童クラブの開所時間が、平日において18時半を超えて開設している分については、671,000円に平日において18時半を超える時間の年間平均時間数を乗じた金額、また長期休暇等において1日8時間を超えて開設している分については、190,000円に1日8時間を超える時間の年間平均時間数を乗じた金額を加算することとし、実績に応じて年度末に精算することとする。年間平均時間数は、少数点第二位までとし、第三位を切り捨てるものとする。

なお、開所時間は児童がクラブを利用している時間とする。

使途は、支援員の賃金等、光熱水費など、長時間開設分の施設の管理費等の経費とする。

(ア) 平日分(1支援の単位当たり年額)

「18時半を超える時間」の年間平均時間数×421,000円

(イ) 長期休暇等分(1支援の単位当たり年額)

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×190,000円

※学校休業代替日(感染症等による8時開所を含む)等にも適用可能とする

※合同保育を行った等の場合は、この限りではない。

2 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所

支援の単位が2以上あるクラブは土曜日の保育を1支援で行うことから、2支援目については年間開所日数が250日を下回る。その場合、2支援目における委託料については、下記の基本額とする。

また、長時間開所加算額については、671,000円(常勤2名配置単価)、もしくは421,000円(支援員1名補助員1名配置単価)に18時半を超える時間の年間平均時間数を乗じた金額を加えた金額を加算することとする。年間平均時間数は、少数点第二位までとし、第三位を切り捨てるものとする。

なお、開所時間は児童がクラブを利用している時間とする。

(1) - 1 基本額(常勤2名配置単価)

構成する児童の数が1～19人の施設 3,102,000円

構成する児童の数が20人以上の支援の単位 4,522,000円

(1) - 2 基本額(支援員1名、補助員1名配置単価)

構成する児童の数が1～19人の施設 1,766,000円

構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,185,000円

(2) - 1 長時間開所加算額(常勤2名配置単価)(1支援の単位当たり年額)

平日における「18時半を超える時間」の年間平均時間数×671,000円

※合同保育を行った等の場合は、この限りではない。

(2) - 2 長時間開所加算額(支援員1名補助員1名配置単価)(1支援の単位当たり年額)
平日における「18時半を超える時間」の年間平均時間数×421,000円

※合同保育を行った等の場合は、この限りではない。

3 障害児受入推進事業

児童クラブが障がい児(身体障害者手帳若しくは療育手帳を所持する児童、特別児童扶養手当の受給対象となる児童又は医師の発行する診断書若しくは児童相談所の発行する判定書等によりこれらの児童と同等の障がいを有していると認められた児童をいう。)を受け入れて、当該児童に専ら関わる支援員等を加配し、当該支援員等が障がい児の関わり方に専門の知識を有するか、相応の研修等を受講しているときに加算する。

加算に際しては、当該児童が障がいを有することを認められる書類(診断書、障害者手帳など)の複写及び加配する支援員等の資格や研修の受講状況等が分かる書類を添付することとし加配状況に即して精算することとする。障害児を3人以上受け入れる場合は、市と協議の上、市の予算の範囲内で支払うものとする。その際は、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を追加で1名以上配置すること。

1クラブ当たり 2,059,000円

※障害児を3人以上5人以下受け入れる場合、上記に追加で

1クラブ当たり 2,059,000円

4 放課後児童支援員等処遇改善等事業

家庭・学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する全ての支援員等の賃金改善に対する費用であり、平成25年度の賃金からの改善分を対象とする。

なお、平成25年度時点では採用されていない支援員等に対する改善分については、平成25年度に同程度の経験や能力等を有する支援員等を雇用した場合の賃金水準を基準とする。

対象支援員等の活動内容の実績について報告することとし、賃金改善の実績に即して精算するものとする。

1クラブ当たり 1,678,000円

5 放課後児童クラブ送迎支援事業

授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所に移動する際に、児童の安全安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことに対する費用とする。

対象人員等の活動内容について報告することとし、その実績に即して精算するものとする。

ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合
1クラブ当たり 1,073,000円

※待機児童解消対策として、学区を越えた送迎を実施している場合のみ対象。

本市では松浪小学校区の待機児童解消のために想定を行う汐見台児童クラブのみ対象。

<p>イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 1クラブ当たり 536,000円</p>
<p>6 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p>
<p>児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に対して、放課後児童支援員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇の改善を促進し、もって児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資するための費用とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員 対象職員1人当たり 131,000円 ・概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者 対象職員1人当たり 263,000円 ・一定の研修を受講し、かつ概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者 対象職員1人当たり 394,000円 <p>※1支援の単位あたりの基準額は、919,000円を上限とする。 ※1ブロック当たりの目安については、別に定める額とし各指定管理者・業務委託者に個別に伝えるものとする。</p>
<p>7 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）</p>
<p>放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施する費用とする。</p> <p>児童クラブ（1支援の単位）ごとに、補助基準額(11,000円)を基に、以下の算式により算定された額を加算する。 補助基準額11,000円（月額）×賃金改善対象者数×事業実施月数</p> <ul style="list-style-type: none"> ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。 ※ 常勤職員とは、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤職員とみなして含めること。 ※ 事業実施月数は、賃金改善の月数によること。 ※ 本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。 ※ 本事業による賃金改善が、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。 ※ 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。 ※ 本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
<p>8 減免対象家庭育成料等補填金</p>
<p>生活保護世帯、市民税非課税世帯及び市民税均等割のみの課税世帯が、本来児童クラブに納</p>

付すべき育成料との差額を補填するものとする。なお、実績に即して、年度末に精算することとする。